

スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領にみる 倫理的省察の意味

——影響評価(インパクト・アセスメント)、ダメージ・コンプライアンスの視点——

秦 康 宏

1. はじめに

①ソーシャルワーカーによる省察的实践について

ソーシャルワーク（以下、SW と記す）におけるスーパービジョン⁽¹⁾（以下、SV と記す）やグループ SV としての事例検討会の重要性は、従来から SW 実践研究者ら（空閑浩人：2012、渡部律子：2016）によって再提唱されてきた。中でも、SV における「省察的实践」に焦点を当て、自己覚知に向き合うことの大切さを紹介してきた渡部律子（2021）は、「自己覚知を知識として学んでも、それを実践に生かすのは一朝一夕にできるものではなく、『継続プロセス』が必要となる。つまり、実践を通して問題に気づき、軌道修正を行うというプロセスを積み上げていくこと（省察的实践）で、より優れた実践者として成長していく」と述べている。SW における省察的实践は、重要な視点の一つである。

②自己覚知の歴史

自己覚知は、ソーシャルワーク実践や教育において、大切な概念であると認知されている。

その歴史は、S. フロイト理論の影響を受けた診断派の G. ハミルトンが、「ソーシャルワーカーなら誰でも、このような複雑な転移を理解しなければならない」とソーシャルワーカーが転移を理解する必要性を述べたことに始まる。ハミルトン自身は、自己覚知という言葉は使用していないが、「自分自身の主観性や偏見や先入態度を認識すること」とワーカー自身への意識化の重要性を指摘した点において、自己覚知概念の先達といえる。その後、SW における自己覚知は、F. ホリスによる「逆転移への警鐘」、C. ロジャースによる「自己一致」、バイステックによる「統制された情緒的関与原則」の影響を受けながら、ソーシャルワーカーの専門的成長のための必須概念となっていった⁽²⁾。

③実践の振り返りと自己覚知

自己覚知の意義や重要性を、福富昌城（2010）は、「自分の行った援助は利用者の立場から見

(56)

ると、どのように見えたのかを考え、そこに自分のバイアスが影響していないかを考えます。しかしながら、これを自分だけで行うことは大変困難であり、他者の助けを得ることが必要になります。例えば、事業所内で行われる個別 SV やグループ SV、あるいは地域のケアマネジャー同士で運営される事例検討会やグループ SV などの機会を通して、自らの実践を振り返ることを繰り返しながら、自己覚知が深められていく」と整理し、自分の支援に対する揺らぎと事例検討会やグループ SV の関係性を述べている。省察的实践は、自己覚知を促進する重要な手段と言えよう。

梅木幹司(2022)らは、「ケアマネジャーの日常的な業務においては、様々な要因により困難や葛藤が存在し、多くのケアマネジャーはそれらを抱えながら利用者への支援を行っており、常に最善の方法であったのかを内省しながら修正を行うなどの対応が求められる」と述べ、倫理的ジレンマに遭遇するケアマネジャー⁽³⁾の倫理的な揺らぎを分析している。

④倫理的省察—倫理的な自己覚知をベースとする実践への省察

しかし、ソーシャルワーカーが、「自分の支援は最善の方法であったのか」と迷う時に、SV や SV の機能を持つ事例検討会を通じて、自己覚知や省察的实践さえすれば、常に正解の判断や選択が導き出せるとは言えない。そこには、倫理的な規範が不可欠となるのではないだろうか。

本稿においては、ソーシャルワーカーの倫理的な自己覚知を通じての実践に対する省察を『倫理的省察』と操作的に定義する。つまり、ソーシャルワーカーが、実践を省察するためには、知識や経験、エビデンスと同時に価値や倫理的規範が求められる。そして、その示唆を与える存在として、「倫理綱領」があるという立場をとる。

日本のソーシャルワーカーは、「ソーシャルワーカーの倫理綱領⁽⁴⁾」以外に触れる機会は多くない。クライアントの人生や生活に大きな影響を持つソーシャルワーカーだからこそ、より倫理的省察が求められる。そのためには、優れた価値と規範を持つ倫理綱領を模索する必要がある。これが本稿の問いである。

2. 研究の目的と方法

①研究の目的

本研究の目的は、倫理的省察の視点から、SW 実践において判断に迷うような場面において、諸外国の例では、どのような倫理的価値や規範があるのかを考察することである。日本の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」にある価値や規範をより理解するために、その一例としてスウェーデンのソーシャルワーカーである「ソシオノーム」が、使用している倫理綱領を活用する。

②ソシオノームについて

ソシオノームは、スウェーデンの大学における社会福祉学部を卒業した場合などに与えられる

学位称号である。ソシオノームの呼び名は、1950年代頃からある。例えば、コミュニティ（日本の市に相当する）において、グループホーム⁽⁵⁾の入居を決定したり、介護サービスの内容や量を決定するソーシャルワーカーの基礎資格になっている。グループホームやサービスハウス（スウェーデンにおける特別な住居の一形態）の管理者においては、このソシオノーム資格を有していることが、必須となる場合も多い。ただし、日本のように国家試験による国家資格ではない。

スウェーデン語においては、ソーシャルワーカーに対応する言葉が、「ソシアルアルベターレ」、大学などで取得するソーシャルワーカー資格、例えるなら、「社会福祉士」に対応する言葉が、この「ソシオノーム」となる。

③研究の方法と倫理的配慮

本研究の方法は、スウェーデンソーシャルワーカー連盟（以下、SSRと記す）の倫理綱領が、ソーシャルワーカーの判断に関連する価値や規範について、どのような示唆を与えているのかを省察的実践の視点から考察する文献研究である。スウェーデン倫理綱領を選んだ理由は、結果的倫理における「影響評価（インパクト・アセスメント）」「ダメージ・コンプライアンス」「近接責任」といった日本の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」にはない倫理的価値や規範があったからである。なお、2015年版スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領は、日本では抄訳⁽⁶⁾のみであり、翻訳内容は筆者によるものである。解釈に恣意的な意図が入らないことを心がけた。また、2022年6月にスウェーデンソーシャルワーカー連盟から翻訳にあたっての許可を得た。以下、スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領からの引用部分は、「 」で結ぶこととした。「 」は、筆者による強調である。

3. スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領の構成とSSRの概要

①SSRの倫理綱領（2015年版）のタイトル

名称は、「Etiki socialt arbete—Etisk kod för socialarbetare」「ソーシャルワークにおける倫理—ソーシャルワーカーの倫理綱領」となっている。スウェーデンにおけるソーシャルワーカーの倫理綱領であり、学術団体SSR（Sveriges Socionomers Riksförbund）により2015年9月18日に採択されている。倫理綱領の改定作業では、関係団体、ソシオノーム養成大学、会員から広くコメントを求め、フィードバックを行いながら作成されている。なお、1996年版は、「スウェーデン版『ソーシャルワーカー倫理綱領』」⁽⁷⁾にある。ソーシャルワーカーの新しい倫理綱領（2006年）を経ての2015年版である。

②スウェーデンソーシャルワーカー連盟について

1958年に設立されたSSRは、スウェーデン（Sveriges）ソーシャルワーカー（Socionomers）連盟（Riksförbund）の略称である。最初の倫理規範は、「ソーシャルワーカー」

(58)

に関するもので、1980年代半ばに作成されている。この規範は、1992年に改訂され、1997年には再改訂がなされている。

また、SSR自体は、ソーシャルワーカーのための単体組織ではなく、発展とともに作業療法士など他の対人援助専門職グループを取り入れ、各種の職業倫理規範を作成している。ただし、名称は元々のSSRが使われている専門職能団体である。

③スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領の目次構成

目次は、

- I なぜ、倫理綱領なのか？
- II SWにおける重要なテーマ
- III SWにおける倫理的問題
- IV 倫理の基本的な問い
- V ソーシャルワークの倫理的価値と規範
- VI ソーシャルワーカーの倫理的特性
- VII ソーシャルワーカーの倫理指針
- VIII 倫理的な問題状況－ケーススタディ
- IX スウェーデン学術団体SSRの倫理綱領について

注と参考

である。番号は、原文には存在しない。

V、VI、VIIは、英語版も作成されている。中心となる部分は、VIIの「ソーシャルワーカーの倫理指針」である。この倫理指針を理解するためにIからVIまでがあるという構成になっている。さらに、それぞれの章の終わりには「対話と議論のために考えてみよう」と、倫理的省察を促す問いが設けられている。さらに、ケーススタディ用の事例が、22例ある。事例は、倫理的に問題となるケースや倫理的ジレンマが生じているケースである。

④スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領の目的と倫理的省察

倫理綱領の目的は、「直面する倫理的問題に対する自覚を高め、議論を活性化し、専門職の倫理基準を明確にすること」となっており、「倫理綱領は、法律や規則ではカバーできない重要な問題を浮き彫りにすることができる。例えば、人との接し方、他人に対する基本的な態度、職業上の望ましい倫理的な人柄についてなどである。倫理綱領は、SW専門職としてのアイデンティティを強化し、専門性がこのSW職を代表していることを思い起こさせる。」と説明している。また、ソーシャルワーカーは、「人の人生や生活に大きな影響を与える仕事」であり、「何らかの形で権力を行使する活動」だからこそ、倫理の遵守が必要であること、「望ましい結果をもたらすことのできる方法と介入」のためにはしっかりとエビデンスを持つこと、同時に、「常にクラ

イベントの視点や希望を考慮に入れる必要があるため、個人や集団を取り巻く問題状況は非常に複合的であり」と倫理的な揺らぎがあること、さらに「SWの標準化、スーパービジョン」等にも活用できるとある。

倫理綱領への基本的な視点として、「この倫理綱領は、より省察的な性格を持ち、SWにおけるさまざまな方向性、倫理的問題、SWのための基本的な倫理的価値や規範を想起させるもの」と位置づけている。この点は、久保美紀（2020: 103）の言う「状況の分析とそれへの対処のための行為と内省」「クリティカルで省察的な実践」に通じる。ソーシャルワーカーが、倫理的省察を通じて成長することはスウェーデンにおいても重要なテーマとして扱われている。

⑤2015年版 SSR ソーシャルワーカーの倫理指針の構成と改訂ポイント

1997年版の倫理指針は、15項目であり、2015年版は、20項目となっている。2015年版の4・5・6・15・19は、1997年版と同じ内容である。普遍的な内容と理解してよいだろう。

表1 1997年版の倫理指針と2015年版の倫理指針の共通項目対照表

1997年版	3	4	5	13	15
	↓	↓	↓	↓	↓
2015年版	4	5	6	15	19

また、2015年版の3・4・6・17は、SSR内における他の対人援助職の倫理綱領と同じ内容となっている。

1997年版との特徴的な変化は、8の自己決定の扱いである。「クライアント自身の利益を著しく損なわない限り」という条件が追加されている。ちなみに、国際ソーシャルワーカー連盟の倫理原則では、クライアントの自己破壊的な行為を自己決定の制限要件にはしていない。

資料1 (2004: 筆者翻訳)

SSR ソーシャルワーカーの倫理指針 (1997年)

専門性と人柄

1. 専門職としてのソーシャルワーカーは、民主主義、豊かな人間性と同時に、科学と実証された経験をもとに、人権の擁護と公共の福祉の発展に寄与する。
2. 専門職としてのソーシャルワーカーは、工作中においても、プライベートな時間においても、各個人の人間としての同等の価値に配慮を示す必要がある。
3. 専門職としてのソーシャルワーカーは、社会的弱者の状態にある個人や集団に対して、専門職としての固有の責任を有している。
4. 専門職としてのソーシャルワーカーは、自らの能力の限界を意識しながら、責任ある態度で専門的な立場を活用しなければならない。
5. 専門職としてのソーシャルワーカーは、自らの職業的能力の成長、倫理意識および道徳の成熟に努力しなければならない。

(60)

クライアント

6. 専門職としてのソーシャルワーカーは、クライアントの人間としての尊厳に配慮し、他者の権利を損わない限り、自己決定の促進に努めなければならない。
7. クライアントの処遇は、尊敬と信頼関係の構築の上に実施される。処遇は、協力と相互理解に基づいて実施される。
8. 専門職としてのソーシャルワーカーは、クライアントの権利、責任、義務に配慮し、最善の解決のために努力しなければならない。
9. 守秘義務を伴う情報、細心の注意を払うべき情報については、守秘義務に関する法律や規定に従い、慎重に取り扱わなければならない。
10. 専門職としてのソーシャルワーカーは、クライアントの依存心を助長しないよう努めなければならない。

同僚と職場

11. 専門職としてのソーシャルワーカーは、所属組織の基本理念を理解し、それを遵守しなければならない。
12. 専門職としてのソーシャルワーカーは、職場内でふさわしい職責を果たすことはもちろん、同僚およびあらゆる地位の従事者に対して、忠誠と尊重を持ちつづけなければならない。
13. 専門職としてのソーシャルワーカーは、仕事の方法、同僚、クライアントの違反を正す行為が求められる。この必要条件は他の忠誠を求める要求に優先する。

社会

14. 専門職としてのソーシャルワーカーは、基本的人権を侵害する場合を除いて、法律の規定と調和をもって働かなければならない。
15. 専門職としてのソーシャルワーカーは、ソーシャルワークに対する人々の信頼とソーシャルワーカーの専門的能力の向上に努めなければならない。また、専門職の遂行に対する批判を受け入れるよう自らを開示する。

資料 2 (2023 : 筆者翻訳)

SSR ソーシャルワーカーの倫理指針 (2015 年)

ソーシャルワークと専門職の基礎

1. ソーシャルワークとその専門職の基本的な価値は、人権と人間性である。その仕事は、関係する全ての人々における生きがいのある良好で尊厳のある生活に貢献し、社会福祉の発展に寄与するものでなければならない。
2. ソーシャルワークとソーシャルワーカーの専門的役割は、科学と実証された経験に基づくものでなければならない。

専門性と人柄

3. ソーシャルワーカーは、仕事においても、プライベートな時間においても、各個人の人間としての同等の価値に配慮を示す必要がある。
4. 専門職としてのソーシャルワーカーは、社会的弱者の状態である個人や集団に対して専門職としての固有の責任を有している。
5. ソーシャルワーカーは、自らの能力の限界を意識しながら、細心の注意を払い、責任ある態度で専門的な立場を活用しなければならない。
6. ソーシャルワーカーは、自らの職業的能力の成長、倫理意識および道徳の成熟に努力しなければならない。

い。

クライアント・個人

7. ソーシャルワーカーは、全ての他者を対等な人間としてとらえ、尊重、共感的対応、優しさをもってクライアントに接しなければならない。
8. ソーシャルワーカーは、クライアントの個人（人間）としての尊厳に配慮し、他者の権利を損なわない限り、あるいはクライアント自身の利益を著しく損なわない限り、個人の自己決定権を保護しなければならない。介入は、可能な限りクライアントの参加と共通の合意の上に成り立つものでなければならない。
9. ソーシャルワーカーは、クライアントにその権利と義務を知らせる。つまり、組織や関連する公的機関において、適用される条件と利用可能な資源の範囲を説明しなければならない。
10. クライアントに対する要求は、十分な根拠と客観性を持ち、クライアントにとってより有利な状況に寄与するものでなければならない。
11. ソーシャルワーカーは、クライアントの依存的な立場を自分の利益のために利用し、乱用してはならない。
12. クライアントに関する全ての情報は、法律で定められた守秘義務を遵守し、適切な細心の注意を払って取り扱われなければならない。

組織、同僚、職場

13. ソーシャルワーカーは、所属組織の基本理念を理解し、それを遵守しなければならない。
14. ソーシャルワーカーは、組織内での立場に関係なく、同僚や他の同僚と同様に、職場のリーダーシップに敬意を示さなければならない。
15. ソーシャルワーカーは、仕事上の慣例であれ、同僚やクライアントの行動であれ、職場で表出するあらゆる攻撃的あるいは差別的な態度や行為に対抗しなければならない。これは他の忠誠の要求に優先する。
16. ソーシャルワーカーは、自らの業務の質が高いものであり、クライアントのニーズや社会状況の変化に対応した活動の継続的な発展に貢献しなければならない。
17. ソーシャルワーカーは、職場が包括的で、尊重的で、友好的な社会環境になるように貢献しなければならない。

社会

18. ソーシャルワーカーは、関係者にとって価値あるものである場合、他の組織や専門職との協働に対して前向きに、意欲をもって連携する。
19. ソーシャルワーカーは、ソーシャルワークに対する人々の信頼とソーシャルワーカーの専門的能力の向上に努めなければならない。また、専門職の遂行に対する批判を受け入れるよう自らを開示する。
20. ソーシャルワーカーは、専門職として、また市民として、人権、人間性、連帯を包含する民主的な社会的理想を支持し、代表するものでなければならない。

4. スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領に見られるいくつかの特徴

①日本とは異なる表現

いわゆる国際ソーシャルワーカー連盟のグローバル定義を、「これは、主に方向性や目標を記述するタイプの定義で、このように、省察や議論の基礎として（SWの定義を）倫理綱領の中に含ませることで価値のあるものとなる場合がある。」と述べている。グローバル定義は、倫理的省察を喚起するものと位置づけている。スウェーデン語の原文から翻訳しているため、日本の定

(62)

訳と表現が異なる部分があるが、注目すべきは、解放の前に「資源（社会資源とも読み取れる）」という言葉が挿入されている部分と、人権の後に「子ども」という文言が挿入されている部分である。

資料3 スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領の中にある
国際ソーシャルワーカー連盟のグローバル定義（2023：筆者翻訳）

「ソーシャルワークは、社会の変化と発展、社会的結束、社会的に脆弱な人々の保護と支援、人々のエンパワメントと資源の解放を促進する実践に基づいた専門職であり、学術的な学問分野である。社会正義、人権、子どもの最善の利益、連帯責任、多様性の尊重は、SWの中心的な原則である。SWの理論、社会科学、人文科学、そして先住民族の知識をもとに、専門職は人々を巻き込み、構造に影響を与え、生活の課題を解決し、幸福を増進することを目指す。」 下線は筆者による強調

資料4 日本における「ソーシャルワーカーの倫理綱領」定訳

「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。」

解放に関しては、脆弱な状況にある、あるいは抑圧された状況にある人々を解放するという文脈ではなく、「人々に活用できる資源を解放する」という表現であった。この文脈は、スウェーデンの倫理綱領の本文中で何度か確認することができる。また、社会正義、人権の後であるが、スウェーデン語の原文には「『barnet：子ども』の最善の利益」という言葉が入っている。この子どもという表現は、日本の倫理綱領（定訳）にはない。

スウェーデンの倫理綱領の中に、「この定義は、世界各国のSWの異なる立場や異なる理想を調整する過程を通じて作成されたものである。また、この定義には、『国または地域レベルで（倫理綱領を）進化させるものである』』という記述がある。つまり、スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領は、グローバル定義を、単純な翻訳ではなく、自分たちの国でアレンジ、深化させていることが見て取れる。

②SSR 倫理綱領における主題

SSR 倫理綱領は、グローバル定義に関連するSWにおける倫理的省察に関連するテーマとして、1) エンパワメント、2) アドボカシー、3) コミュニティワーク、4) 規範形成と指導、5) 保護、6) ケアとサービスを取り上げている。以下、簡略的に紹介する。

1) エンパワメント

エンパワメントに関しては、「SWにおける確固たるテーマは、SWがエンパワメントによって特徴づけられ、エンパワメントを目指すべきであるということである。スウェーデンでは、自

律性や結集などの表現を強調するために使用される。基本的な考え方は、個人や集団が、自分たちの資源を活用し、自分たちで生活環境を改善することである。」また、「同じような基本アプローチとして、自覚の促しや解放といった側面もある。そして、**SW** は、人々が自立的に行動するための方法を強化する」としている。

2) アドボカシー

アドボカシーに関しては、「アドボカシーが、他者の擁護（代弁・支持）を意味するものであることは、クライアントという言葉で表されている。この言葉は、ラテン語に由来し、『保護される者』を意味する。現代では、主に法律や **SW** の分野で使われる言葉である。弁護士が法的な問題でクライアントに助言し、擁護するように、ソーシャルワーカーは、時には様々な機関や社会集団に対して、クライアントを擁護し、反対することができる。エンパワメントが主にクライアントの力を引き出すことであるのに対し、アドボカシーの役割は、クライアントの利益のために、強力で推進力のあるオンブズマンとなることである。」としている。

3) コミュニティワーク

倫理綱領の中に、コミュニティワークという言葉が登場する。グローバル定義にみられるような社会的結束（資料4参照）という言葉ではなく、ソーシャルインクルージョンという言葉が使用されている。「**SW** はより普遍的な役割として、社会的な出会いの場を作り、社会的に問題のある環境における支援プログラム設計に貢献すること、あるいはそのような問題のある環境の発生を予防するための活動を行うことができる。このことによって、**SW** は、より大きな『ソーシャルインクルージョン』に貢献することができる。対立の解決を図り、社会への参加を促進し、社会的排除に対抗することを目的としている。その中で、しばしば、多様性という考えが提起される。それは、多様性を尊重し、受け入れ、さまざまな形態の構造的差別を特定し、それに対処することである。」と記述されている。地域共生社会の創造が、標ぼうされる日本において、「普遍的意味合いとして、まちづくり（コミュニティ計画）や地域環境の形成への参加」を倫理綱領の中でも述べていることは、重要な示唆といえる。

4) 倫理的規範の形成と指導

倫理的規範の形成と指導について、「**SW** では、指導や倫理的規範形成のアプローチを『ディシプリン』と呼び、その関わりが抑圧的なものになる危険性がある。それは、社会の中でクライアントに抑圧された立場を受け入れさせること、つまり、沈黙と従順を生み出すことになる。多くの場合、このことは、『抑圧的なアプローチ』になる。規範を構築し、指導するアプローチは、『クライアントが自分の生活をより良くコントロールできるようにすること、社会的配慮を生み出すこと』を目的としている。」としている。この考え方は、1997年版の旧定義でも見られ、「支援者か、管理者か」という表現で、ディシプリンに対する注意が喚起されていた。

5) 保護

保護に関しては、「**SW** の重要なテーマは、脆弱な状況にある人々を保護することである。」とし、**SW** には、保護という古典的な概念があること、虐待や抑圧に晒される危険から守ることを

(64)

強調している。

6) ケアとサービス

ケアとサービスに関しては、「SW のテーマは、人々の生活や社会的アイデンティティを変化させることである。しかし、SW は、より純粋にサービス志向の側面もあり、様々な種類の不足状況に対して、ケアやサービス、その他の福祉サービスを提供し、人々を支援することを目的としている場合もある。」としている。いわゆる直接的な介護や支援も SW の一部であるという立場、解釈である。

③SW の多様性とソーシャルワーカーのアイデンティティ

SW には、様々な分野があることを SW の多様性と表現し、知の構築そのものが社会変革につながるソーシャル・アクションにつながることを述べている。知の構築へ貢献するには、ソーシャルワーカーが SW の評価や批評を積極的に受け入れ、研究結果に影響を与えることが重要であるとしている。この観点は、日本ソーシャルワーカー協会の旧倫理綱領にも見られた。また、このようなテーマの組み合わせが、ソーシャルワーカーのアイデンティティを形成する例として「例えば、エンパワメントに焦点を当てると、自分をクライアントの擁護（代弁）者とするのか、コミュニティのワーカーであるのか、カウンセラーやケアの不足状況にある人の介護者として見るのかによって、ソーシャルワーカーはそれぞれ異なる役割を果たすことになる。」としている。

5. 実践における倫理的省察

①SW における倫理的問題

スウェーデン倫理綱領には、22 例のケーススタディ用の倫理的な省察を促す事例が添付されている。これらの事例には、倫理的省察を深めることにも役立つ「共通する倫理的ジレンマ」があげられている。

資料 5 スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領の中にある共通する倫理的ジレンマ (2023: 筆者翻訳)

- ・必要だと思われた配慮・気遣いが、本人の主体性や尊厳への感覚を失わせる危険性
- ・管理的な要素を避けられない支援活動においても、クライアントを尊重し、良好な関係を築くこと
- ・良好な生活環境を得るという子どもの権利と、親が行政の管理下から離れて子育てや家庭生活を送る権利(親の権利)との対立
- ・クライアントが自己破壊的な危険な生活を送ることを止めようとするのが、クライアントにスティグマを与え、自尊心を傷つける危険性があること
- ・個人の自由や男女の機会均等の主張と、これらの価値を認めない人々に敬意を示すことの対立
- ・特定のクライアントを保護する一方で、家族やその他の者の利益を考慮することの対立。
- ・ソーシャルワーカーが必要と考える介入と、管理者が求める経済的制約との対立
- ・組織の方針や条件、十分な根拠とクライアントへの最善の利益が相反することがわかっているにも関わら

ず、自身のソーシャルワークに対する忠誠心を維持すること。

・クライアントの最善の利益を守ることと、疑わしい行動をとった同僚を支援・擁護することへの忠誠心の対立

②結果で考える倫理的省察

上記の倫理的なジレンマには、ソーシャルワーカーという専門職の役割に起因するものや所属組織への忠誠に対する葛藤がある。「これらの問題は、クライアントに対するさまざまな『働きかけや関わり方がもたらす結果』に関するものである。」そのために倫理的価値や規範を理解し、影響評価（インパクト・アセスメント）をすることが重要と述べられている。このことについては後述する。

③倫理的省察がソーシャルワーカーの成長ではなく、後退につながる危険性

「SWにおける倫理的問題には、SWという仕事におけるソーシャルワーカーの個人的・専門職としての成長に悪影響を及ぼすリスクがある問題もある。それは無神経、共感の欠如、あるいはあからさまな冷笑というリスクを含むかもしれない。」これまでの日本の研究では、自己覚知や省察的实践、倫理的ジレンマや揺らぎに対して、それを成長の糧とする視点が多かった。しかし、スウェーデンの倫理綱領は、それが反対方向に進んでしまうリスクについて言及している。さらに、「同様のリスクとして、個々のクライアントが客観化され、ソーシャルワーカーが遭遇する一連の問題ある人々というひとくくりにすることである。そのリスクは、そのクライアントの独自の状態や主体としての役割が、改善すべき、取り扱われるべき問題に矮小化されてしまうことである。」これは、『個別化の重要性』と換言できる。倫理的省察においても同様のことが言えるだろう。

6. 倫理的省察における影響評価（インパクト・アセスメント）

①義務的倫理

倫理的省察が求められる問いとして、「誠実さ、平等、社会正義、自由と自己決定、人権尊重、ヒューマニティー、連帯、人間としての尊厳」が、義務的倫理としてあげられている。これを「義務倫理アプローチ（デントロジカルな視点）」としている。「こうした出発点から、差別的な態度や行動を表明する環境や個人を批判することができる。さらに、自分たちSWの活動、そしてソーシャルワーカーである自分自身の態度や行動にも批判的に自覚する必要がある。」と述べている。

②結果的倫理

スウェーデンのソーシャルワーカー倫理綱領には、結果論的な答えを価値と倫理規範にしている側面が窺える。「おそらく私たちには、これらの規範のどれかが指針とならないような状況に置かれることもあるだろう。(中略)直接的な義務に当たる規範を求めることは、時に私たちがどう行動すべきかの指針を与えてくれる。しかし、多くの倫理的選択の場面で、私たちの義務が何であるかを把握することさえ、困難な場合がある。むしろ、特定の行為や特定のルール適用によって、どのような結果が生じる可能性があるのかが課題となる。結果論で考えれば、権利や平等、誠実さなどといったものは、それ自体に価値があるわけではない。人権尊重、平等、誠実さは、幸福と生活の質という点で『よい結果』をもたらすことによって評価される。(中略)『最良の結果』をもたらす可能性が高いという理由で、ルールを正当化することができる。」

このように、関係するすべての人にとって可能な限り最良の結果に到達するために、私たちはこれらの規範を遵守する必要があり、結果の観点から考える場合、ソーシャルワーカーとしての正しい行動(支援に対する選択のプロセスといえよう)を決定するために重要なことは、『よい生活とは何か、そしてよい社会とは何か』という問いに対する答えを考えることである。このようないわば、結果で考えるような倫理についての全体的な影響評価(インパクト・アセスメント)を行うかどうかにかかわらず、ソーシャルワーカーは、自分の決定がもたらす影響評価と、具体的な課題に対する検討を必要とする複雑な決定に常に直面していることを強調している。以下の図は、スウェーデンソーシャルワーカーに見られる「よい生活」を概念化したものである。

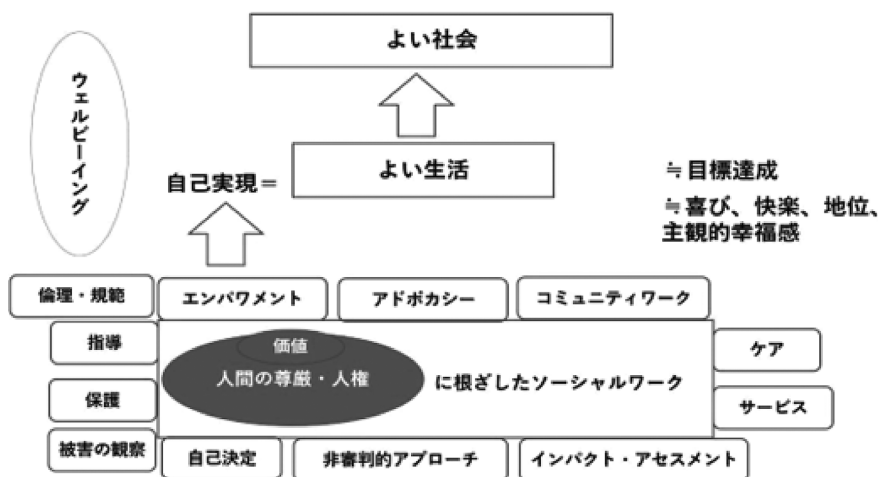


図1 スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領の中の「よい生活」とは(筆者作成:2023)

③影響評価と倫理的ジレンマ

結果的倫理に対する影響評価によって、ソーシャルワーカーは倫理的なジレンマに直面する可能性があることが示され、「状況によっては、このような価値の一部が他の価値と対立すること

がある。また、どの規範が関連しているかを確認することが、困難な状況も発生する。このような場合、起こり得る結果を比較検討することが重要である。そのような影響評価は、ソーシャルワーカーが対応するさまざまな当事者や関係者との間で生じる対立と組み合わせられる。」と結んでいる。影響評価という視点も含め、これらの倫理的ジレンマに対する向き合い方は、日本の倫理綱領にはあまり見られない。

7. 倫理的省察におけるダメージ・コンプライアンス (被害リスクの認識とダメージ・コントロール)

①結果的倫理の問題

スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領は、起こりうる結果を比較検討する重要性を述べるだけでなく、結果評価に対する課題に言及している。「結果評価には、もう1つ重要な問いがある。それは、結果を評価する際に、『誰を対象とするのか』ということである。すべての人を対象にし、平等に考えることは、功利主義と呼ばれる結果主義の立場である。しかし、すべての人を対象としない代わりに、より限定的な影響評価を行うことができる。すべての個人、組織は、つまり、影響分析（インパクト・アナリシス）の対象とされる人に関しては、何らかの制約がある。私たちは、誰に対して義務があり、その義務をどのように順位づけるべきかという問いは、すべての職業倫理の中心的な問題であり、特に SW の中心的な問いかけである。」としている。

資料6 スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領の中にある結果評価に対する課題（2023：筆者翻訳）

- ・私（ソーシャルワーカー）が選択した行動や規則によって、その影響を受け、利害関係を持つのは、どのような人々や集団か？
- ・私（ソーシャルワーカー）が選択した行動や規則によって、誰かが深刻な被害を受ける危険はないか（ダメージ・コンプライアンス）
- ・私（ソーシャルワーカー）が選択した行動や規則によって、特に注意を払う必要があるのは誰か？（近接（関係）責任）
- ・私（ソーシャルワーカー）が選択した行動や規則によって、影響を受ける人々にとって長期的に「最もよい結果をもたらす」と考えられるか？

②ダメージ・コンプライアンス（被害リスクの認識とダメージ・コントロール）

スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領はダメージ・コンプライアンスという日本では聞きなれない概念を次のように述べている。「結果的評価は、常に、起こりうる被害に注意を払い、そのような被害を回避または最小化するための規範と組み合わせる必要がある。これは、個人や集団がより困難な状況に陥る危険性がある、あるいは、すでにそのような状況にあることが明らかかな場合に、特に重要な規範である。そのため、関係者すべての結果を組み合わせる影響を評価するだけでは十分ではない。例えば、特に被害を受ける危険性がある個人や集団があるかどうか

(68)

に注意する必要がある。子どもへの視点は、まさにこのような起こり得る被害に注意を払う規範である。」と述べている。このダメージ・コンプライアンスという言葉は、一見して分かりにくいので筆者なりに、「被害リスクの認識とダメージ・コントロール」という言葉で補足した。

8. 結語

しばしばソーシャルワーク実践やソーシャルワーク教育において、「自己覚知」の重要性があげられる。多くのソーシャルワーク実践者や教育者にとって、自明なほどに認知されている。そして、その自己覚知を生かす意味で、省察的实践がソーシャルワーカーとしての成長との文脈で語られている。

本稿は、省察的实践のためには、倫理的な自己覚知が重要であり、それを「倫理的省察」と操作的に定義した上で、その理解を深めるガイドラインとして「スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領」を全翻訳し、レビューした。スウェーデンソーシャルワーカー倫理綱領には、国際ソーシャルワーカー連盟のグローバル定義を独自にアレンジしている箇所が見られた。それは、ソーシャルワークは、資源の解放を促進する実践に基づいた専門職であること、子どもの最善の利益が中心的な原則の一つであるという箇所である。また、日本のソーシャルワーク教育においても、重要概念であるエンパワメントやアドボカシー、コミュニティワーク（ソーシャルインクルージョン）、ソーシャルワークと直接的ケア（支援）サービスとの関係性などを明快に定義づけしている点も特徴的であった。

とりわけ、ソーシャルワーカーが遭遇するであろう倫理的ジレンマの共通的具体例をあげ、その倫理的ジレンマに対する向き合い方として、「クライアントにとって何が一番よい結果なのか」という結果で考える倫理的省察の視点が含まれていた。このような結果評価を可視化して行くために、「影響評価（インパクト・アセスメント）」や「ダメージ・コンプライアンス（被害リスクの認識とダメージ・コントロール）」「近接責任の原則に沿った支援のあり方」などの視点が述べられていた。総括すると、日本の倫理綱領には見られない視点を含めて、スウェーデンソーシャルワーカーの倫理指針は、倫理的省察に対して多くの示唆が含まれていた。

ソーシャルワーカーにとっての倫理綱領は、判断に迷う時に用いる指針という意味に止まらず、「倫理的省察」を促すツールとなり得る可能性が感じられた。倫理綱領は、クライアントにとって何が一番よい結果なのかという答えを提供するものではなく、それを考える刺激剤のような位置づけであった。「この倫理指針は、仕事の倫理的要求のさらなる倫理的自覚の熟考を刺激することを意図している。しかし、このガイドラインは、結果についての考察に代わるものではない。むしろ、クライアントや関係者のために『最良の結果』を得るために、ソーシャルワーカーがどのように行動すべきかを示すものである。特に、この指針が、ソーシャルワーカーが取るべき態度や行動に関して明確な答えを出していないような状況では、『結果を視覚化する』ことが重要である。その場合、近接責任義務とダメージ・コンプライアンスの規範を考慮すること

も重要である。」とある。影響評価に基づいて倫理的省察を行うこと、ソーシャルワーカーとしての倫理的ジレンマに遭遇するような場面では、合わせて、ダメージ・コンプライアンスや近接責任を考慮することは、日本のソーシャルワーク実践者や教育者に対して、一つの有益な視点を与える。

結果的倫理における影響評価（インパクト・アセスメント）とダメージ・コンプライアンスは、ソーシャルワーク実践には倫理的省察が根底にあり、それは、福富の「自らの実践を振り返ることを繰り返しながら、自己覚知を深めること」や渡部が述べてきた「省察的实践」の大切さを具体化、可視化する可能性を有している。

グローバル定義は、国または地域レベルで（倫理綱領を）進化させることができると結ばれている。このこともソーシャルワーカーやソーシャルワーク教育に携わる者ならばほとんどの人が知っている内容であろう。日本のソーシャルワーカーの倫理綱領、ソーシャルワーカーの倫理綱領に対する教育は、影響評価（インパクト・アセスメント）、ダメージ・コンプライアンス、結果から考えるよい生活とは何かなどをヒントに議論を深め、日本的により深化させる必要がある。

注

- (1) Kadushin, A. & Harkness, D. (2014) *Supervision in Social Work*, Columbia University Press に詳しい。
- (2) 秦康宏 (2010) 「社会福祉従事者における自己覚知と専門職意識の生成プロセスの関係」大阪城南女子短期大学研究紀要 44 巻 pp.45-56 を参考にされたい。
- (3) ケアマネジメントは、ソーシャルワークの関連実践とされており、ケアマネジャーを「ソーシャルワーカー」とすることには議論の余地があるかもしれない。筆者は、「ケアマネジャーはソーシャルワークの多様性に基づくひとつの形態」と位置づけている。
- (4) 日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーカー協会が、日本のソーシャルワーカー職能 4 団体「社会福祉専門職団体協議会」となり、各団体の倫理綱領として採用している。http://www.jasw.jp/about/rule/pdf/2021_rinri_keii.pdf に詳しい。
- (5) グループホームとは、スウェーデンに端を発する少人数ケア形態のことである。日本で言うところのグループホームとは異なり、高齢者福祉分野で言えば、心身機能がより重度の人が入居するケア付きの特別な住居というイメージである。
- (6) 秦康宏 (2023) 「抄訳：スウェーデンソーシャルワーカー連盟 (SSR) のソーシャルワークにおける倫理—ソーシャルワーカーの倫理綱領」 *Human sciences* : 大阪人間科学大学紀要 pp.143-151
- (7) 秦康宏 (2004) 「スウェーデン版『ソーシャルワーカー倫理綱領』」 発達人間学論叢第 7 号大阪教育大学発達人間学講座 pp.119-127

引用文献

- Akademiker förbundet SSR. 'Etik i socialt arbete—Etisk kod för socialarbetare', 2017, (2022 年 7 月 29 日閲覧, <https://akademssr.se/dokument/etik-isocialt-arbete-0>.)
- 日本ソーシャルワーカー連盟 (JFSW), 「ソーシャルワーカーの倫理綱領」 <https://jfsw.org/code-of-ethics/> (2023 年 11 月 3 日閲覧)

(70)

参考文献

- 梅木幹司・廣瀬春次 (2021) 「主任ケアマネジャーの倫理に関する意識と行動」至誠館大学研究紀要 8 巻 pp.13-25
- 空閑浩人 (2012) 「ソーシャルワーカー論-『かわり続ける専門職』のアイデンティティ-」ミネルヴァ書房
- 久保美紀 (2021) 「2020 年度学界回顧と展望 SW 部門」『社会福祉学第 62 巻第 3 号』日本社会福祉学会 P.103
- 福富昌城 (2010) 「自己覚知の意義」『ケアマネジャー 2010 年 5 月号』中央法規
- 渡部律子 (2016) 「ソーシャルワークにおける省察的实践とソーシャルワーカー養成-ソーシャルワーク教育の課題と展望を考察する-」『ソーシャルワーク実践研究 4』ソーシャルワーク研究所 pp.16-30
- 渡部律子 (2018) 「福祉専門職のための統合的・多面的アセスメント」ミネルヴァ書房
- 渡部律子 (2021) 「相談援助技術を研く“省察的实践”」『ケアマネジャー 2021 年 8 月号』中央法規